

都市公園の体系的整備

将来必要な公園を今からどう確保するか

小泉信三〈緑政局公園緑地部計画課計画係長〉

- 一 ――はじめに
- 二 ――緑はなぜ必要か
- 三 ――公園緑地の計画
- 四 ――経済計画と公園事業
- 五 ――守りから攻めへの公園事業
- 六 ――おわりに

一 ――はじめに

「緑こそ測定し得ない人類の財産」と述べた人がいるが、「緑がなぜ必要なのか」と自分自身に問うことが、しばしばある。

市民にとって緑が不用であるという人はまずいない。しかし、これほどたてまえでは分かっていても、いざとなると力がないものも少ない。緑が必要なことは分かっていても、道路や下水道の整備、図書館や地区センターの設置の方が、もっと身近に感じ、事業として優先するのである。この原稿を書く機会に、緑がなぜ必要なのかを私なりに整理しておきたい。また必要ならば、「その量は」「その形態は」「財源は」「問題

点は」など公園を中心に、夏の一夜を遠くで子供らが花火に興ずる声を聞きながら、日頃思っていたことを書いてみたい。

二 ――緑はなぜ必要か

今さらどうしてといわれると大変恥ずかしい話したが、従来都市の緑は「環境上必要である」「レクリエーション上必要である」「防災機能上欠せない」、さらには「植物は酸素の供給源である」等々、主として機能面からその必要性について触れられてきたし、私たちが「だから必要なのだ」「だから公園をつくろう」と主張してきた。しかし、緑はもっと別な意味で重要な役割

を担っているのではないか。緑には本能的というか、哲学的とでもいうか、都市人間の脳味噌をくすぐる何かがある。人間は本来、生物界の一員として自然の輪廻に基づき何百万年かを過してきた。ところが食糧の蓄積を覚え、土地が生産手段に使われるようになると、一カ所に定住することが可能となり、各地に都市が誕生した。以来、現在の巨大都市の出現に到るまで、緑を営々と侵蝕しながら、人工的な構築物を造成してきたのである。狩猟や農耕時代ならば、緑はあり余るほどあって、こうも緑々と騒ぐ必要はなかった。人間は高度に文明を発達させてしまった結果、自然界の一員たることを忘れて、今や一人で独立して歩き始めてしまった。

塚本洋太郎氏の言葉を借りれば、現在の都市の状態は「もっと早く、もっと早くと呼びながら断崖へ走って行こうとしている」のである。

緑は都市人にとって、下水道や道路のように、はっきりした効用を計測し得ないが、欠くべからざる心理的効用をもっている。人間が生物であるが故に、鳥や動物たち、草花と共にあって、喜怒哀楽を味わい、いずれは死ぬという自然界の掟の中では、緑に接しないと人間は安住できないのである。

都市人にとって「緑なんて無くたって生活できる」「緑を欲すれば郊外へ行けばよい」など、都市をただ経済活動の場として、利潤や生産価値だけを追求する場としてみてはならない。緑があつてこそ、明日への活力が生れてくる。緑は疲れた都市人にとって回復力の源でもあるのだ。それは私たちの身近に、まさに日常触れ合う距離に存在していなければならない。そして現存する緑を、また新たに創造する緑を次代の市民へ引継いでいくのがわれわれの役目と考える。

三——公園緑地の計画

① 緑被地現況と将来の量

現在の緑被地率（緑で被われた土地、農耕地・草地・樹林地）は、全市域の四〇％である（昭和五十年緑政局緑被地調査）。そして今日までの

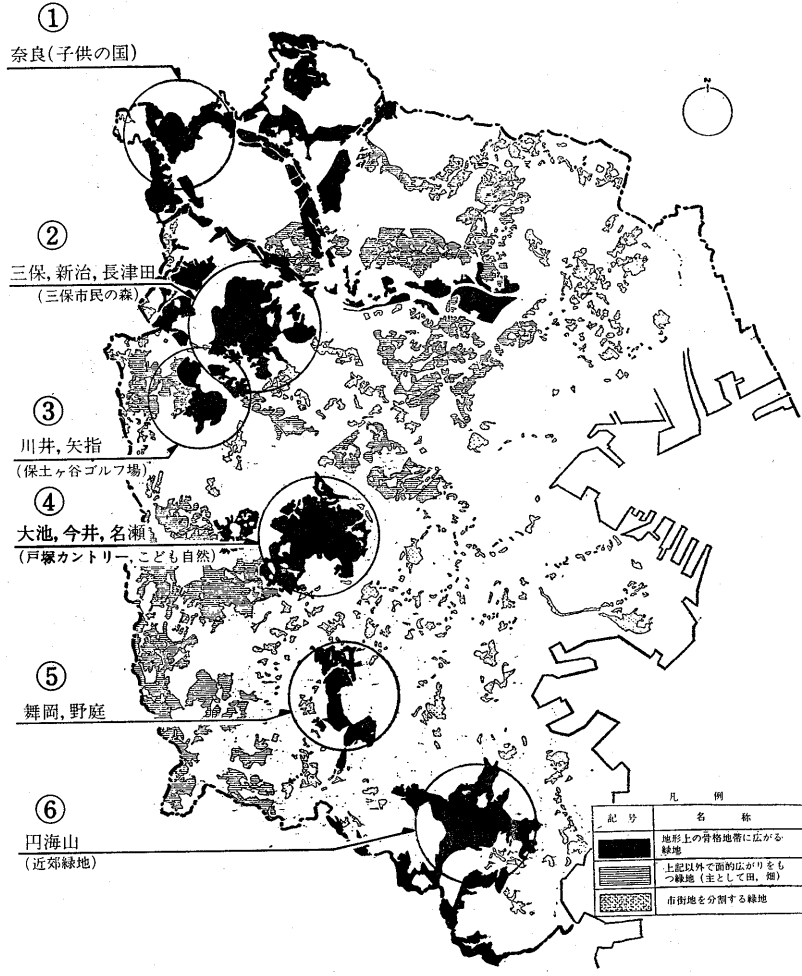
減少傾向や、現在予想されている開発地を差しくと、昭和六十年には約三〇％になると予想される。

現在の緑被地の約四〇％（一六、〇〇〇ha）は、市街化区域に約八、〇〇〇ha、市街化調整区域に約八、〇〇〇haとほぼ二分して存在している。

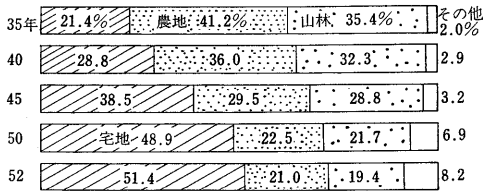
その分布状況は、図一の通りである。主として樹林の塊は郊外部の南北方向に六拠点あり、農地はこれと交叉するように、港北・緑・神奈川・瀬谷・戸塚にわたって存在している。

また昭和六十年の推定緑被地、市域の三〇％（一一、〇〇〇ha）は、市街化区域・調整区域

図一 主な緑被地分布



図一 2 地目別土地利用構成の推移



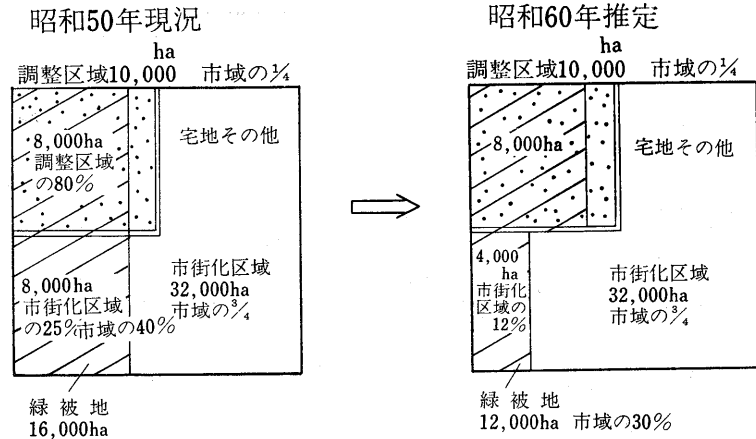
表一 1 緑被地の確保目標量案

保全形態	量	市民一人当面積
法要担保する量		
都市公園、緑地	2,400~3,000ha	7~9㎡
農業部門	3,000	8~9
緑地保全地区その他	1,000~1,600	3~5
小計	7,000	20
市民が担量する		
ゴルフ場など	500	2
一般宅内緑地など	4,500	13
小計	5,000	15
合計	12,000	35

が緑被地量の分れ目とみてよい。
このことから、市民にとって三〇%台の値
が緑被地量の分れ目とみてよい。
緑が多いと感じており、三〇%を割ると緑が少
ないと感じるようになる(別稿行政研究参照)。
自分の身の周りに四〇%以上緑がある市民は、
一方、市民の意識調査(52年緑政局)では、
計画者が提唱している量は、地域の $\frac{1}{3}$ であ
る。都市にどれだけの緑被地があればよいのか、
定量的なものはないが、都市生活者にとって、
快適性や、都市自体の経済活動などから、都市
計画者が提唱している量は、地域の $\frac{1}{3}$ であ
る。一方、市民の意識調査(52年緑政局)では、
自分の身の周りに四〇%以上緑がある市民は、
緑が多いと感じており、三〇%を割ると緑が少
ないと感じるようになる(別稿行政研究参照)。
このことから、市民にとって三〇%台の値
が緑被地量の分れ目とみてよい。

② 残したい緑被地(緑地)の量
都市にどれだけの緑被地があればよいのか、
定量的なものはないが、都市生活者にとって、
快適性や、都市自体の経済活動などから、都市
計画者が提唱している量は、地域の $\frac{1}{3}$ であ
る。一方、市民の意識調査(52年緑政局)では、
自分の身の周りに四〇%以上緑がある市民は、
緑が多いと感じており、三〇%を割ると緑が少
ないと感じるようになる(別稿行政研究参照)。
このことから、市民にとって三〇%台の値
が緑被地量の分れ目とみてよい。

図一 3 昭和60年の推定緑被地



従って、われわれが次の時代へ受け継いでい
く緑被地量は、六十年代初めに残るであろうお
よそ三〇%、一二、〇〇〇haであり、この緑
被地量を、あらゆる手段を用いて、保全または
担保をしたい。また一方で緑の少ない既成市街
地などでは、積極的に新たな緑被地の増量を計
らなければならない。

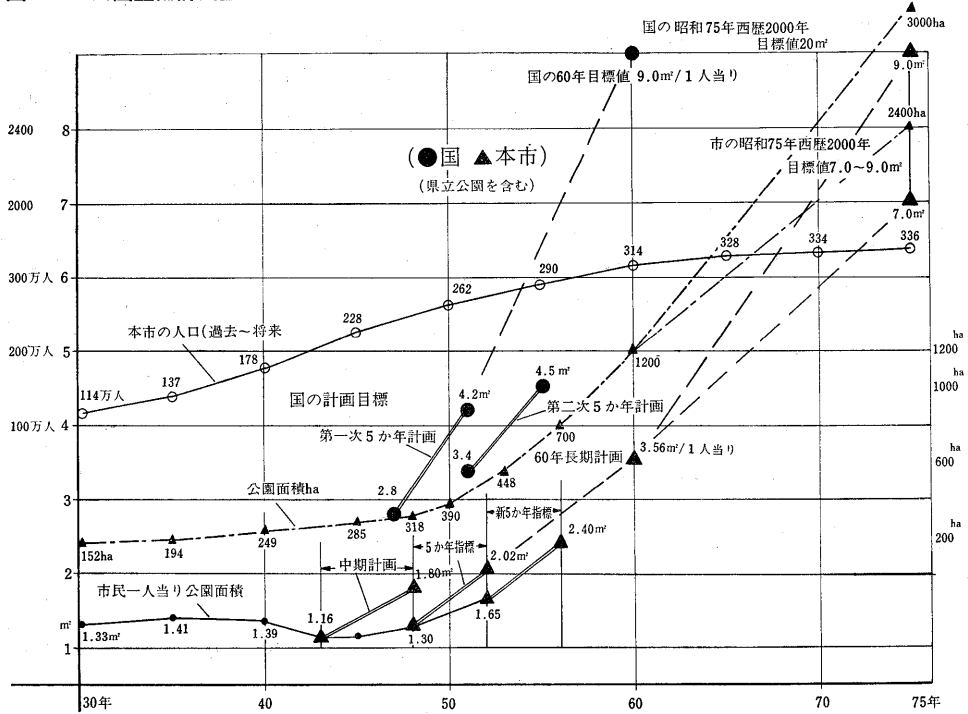
④ 公園の配置計画
このように目標量を定めたが、これらの公園
をどのように配置するかは、
⑦ 全市民のための大規模公園(五〇〇~一〇〇〇ha)
を本市の南北に点在する緑の拠点のうちの、公

③ 公園で担う量
私案であるが、昭和六十年の予測緑被地一
二、〇〇〇haの約六割、七、〇〇〇ha(市域の
一八%)を、法や条例などで担保していく目標
量とした。残る四割、五、〇〇〇ha(市域の
一二%)が個人や企業、ゴルフ場などで将来と
も残っていくであろう緑の量とする。
この法や条例で担保していく七、〇〇〇haの
うち、都市公園部門で確保するのが、二、四〇
〇~三、〇〇〇haとし、農業部門の緑が三、〇
〇〇ha(横浜市農業総合計画)、残りが緑地保全
地区、市民の森、斜面緑地など法や条例の網で
保全または規制していく緑としたい。
都市公園部門の量は、現行の都市公園法によ
る設置基準や、土地利用動向、公園率実績、中
長期計画等から算出したもので、これで行くと
二二年後の西暦二、〇〇〇年を目標年次とすれ
ば、このときの公園率は人口一人当たり面積では
七~九㎡、全市域の六~七%に当る量となる(現
行公園率一・七六㎡、市域の一・一%)。

③ 公園で担う量
私案であるが、昭和六十年の予測緑被地一
二、〇〇〇haの約六割、七、〇〇〇ha(市域の
一八%)を、法や条例などで担保していく目標
量とした。残る四割、五、〇〇〇ha(市域の
一二%)が個人や企業、ゴルフ場などで将来と
も残っていくであろう緑の量とする。
この法や条例で担保していく七、〇〇〇haの
うち、都市公園部門で確保するのが、二、四〇
〇~三、〇〇〇haとし、農業部門の緑が三、〇
〇〇ha(横浜市農業総合計画)、残りが緑地保全
地区、市民の森、斜面緑地など法や条例の網で
保全または規制していく緑としたい。
都市公園部門の量は、現行の都市公園法によ
る設置基準や、土地利用動向、公園率実績、中
長期計画等から算出したもので、これで行くと
二二年後の西暦二、〇〇〇年を目標年次とすれ
ば、このときの公園率は人口一人当たり面積では
七~九㎡、全市域の六~七%に当る量となる(現
行公園率一・七六㎡、市域の一・一%)。

③ 公園で担う量
私案であるが、昭和六十年の予測緑被地一
二、〇〇〇haの約六割、七、〇〇〇ha(市域の
一八%)を、法や条例などで担保していく目標
量とした。残る四割、五、〇〇〇ha(市域の
一二%)が個人や企業、ゴルフ場などで将来と
も残っていくであろう緑の量とする。
この法や条例で担保していく七、〇〇〇haの
うち、都市公園部門で確保するのが、二、四〇
〇~三、〇〇〇haとし、農業部門の緑が三、〇
〇〇ha(横浜市農業総合計画)、残りが緑地保全
地区、市民の森、斜面緑地など法や条例の網で
保全または規制していく緑としたい。
都市公園部門の量は、現行の都市公園法によ
る設置基準や、土地利用動向、公園率実績、中
長期計画等から算出したもので、これで行くと
二二年後の西暦二、〇〇〇年を目標年次とすれ
ば、このときの公園率は人口一人当たり面積では
七~九㎡、全市域の六~七%に当る量となる(現
行公園率一・七六㎡、市域の一・一%)。

図一4 公園整備計画量



表一2 目標値の内訳と投資額

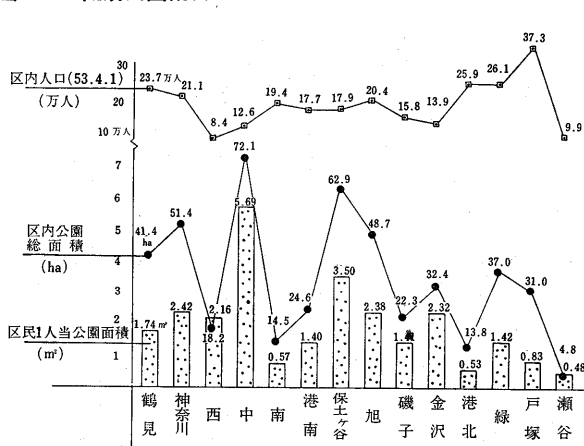
公園緑地 目標量 ha	公開取得 ha	用地取得済 ha	未開設 ha	用買の必要のもの(計画) ha	要買収量 ha	投資額
2,400	600	500	100	700	1,100	7千億円
3,000	500	100		250	250	8千億円
				200	200	1兆2千億円 用地、施設共 7万円/ha

近隣公園(二ha)、児童公園(一〇〇〇ha)や、運動公園(一五〇七五ha)規模のものを、防災的配置を考慮しつつ、少なくとも各区内それぞれ一カ所は設置していく。
 ◎身近な公園として、地区公園(標準面積四ha)近隣公園(二ha)、児童公園(一〇〇〇ha)や、運動公園(一五〇七五ha)規模のものを、防災的配置を考慮しつつ、少なくとも各区内それぞれ一カ所は設置していく。

園が設けられていない舞岡、野庭地区と三保・新治地区の二拠点に、緑地保全の核として設置し、併せて周辺の部分についても、保全を主体

として各種の制度を導入し、より効果的に機能させる地域としたい。
 ④区民がまとまって行事をするための総合公園

図一5 区別公園概況



⑤投資額
 現在公開中及び用地取得済みの公園は、六〇haである。今後約二〇年間に見込まれる公園(〇・二五ha)を、一定の誘致距離、面積標準に従い、できるだけ均一に計画的に設置する。
 ◎これらの各種の公園をバランスよく配置していくよう努めるが、区別整備水準のアンバランス(図一5)は、整備の優先度で解決する。また既成市街地内の不足量は周辺区や埋立地内の公園緑地でカバーしていくものとする。

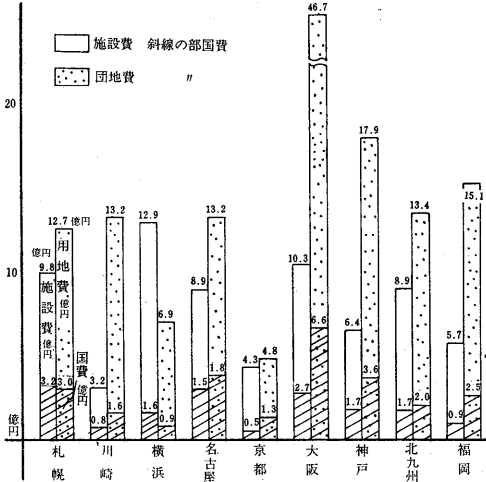
表一 3 経済計画の公共投資額と都市公園整備5カ年計画

(単位：億円)

	50年代前期経済計画 (51~55)		経済社会基本計画 (48~52)		新経済社会発展計 画 (45~50)		経済社会発展計画 (42~46)		中期経済計画 (39~43)	
	投資額	シェア	投資額	シェア	投資額	シェア	投資額	シェア	投資額	シェア
道路	195,000	19.5	190,000	21.1	117,000	21.3	61,500	22.4	41,000	23.0
住宅	65,000	6.5	60,800	6.8	39,000	7.1	17,100	6.2	11,200	6.3
下水道	71,000	7.1	56,500	6.3	23,000	4.2	9,300	3.4	5,792	3.3
都市公園	15,000	1.5	13,000	1.4	4,300	0.8	2,070	0.7	805	0.4
治水	55,000	5.5	47,000	5.2	29,000	5.3	16,100	5.9	9,000	5.1
計	401,000	40.1	367,300	40.8	212,300	38.6	106,070	38.6	67,797	38.1
総額	1,000,000	100.0	900,000	100.0	550,000	100.0	275,000	100.0	178,000	100.0

都市公園等整備5カ年計画	2次	1次
計画期間	51~55	47~51
投資額	15,400+1,100 =16,500	8,000+予備費1,000 =9,000

図一 6 昭和50年度都市別公園関係事業費



四 経済計画と公園事業

整備量は、宅地開発関連で二五〇ha、港湾埋立関連で二五〇ha、接収解除跡地利用で二〇〇ha計七〇〇ha、現在のもの六〇〇haを加えて合計で一、三〇〇haである。

従って目標値との差一、一〇〇〜一、七〇〇haは用地買収の必要がある。これは年間五〇〜八〇haの用地買収を進めていかねばならぬ値である。これに伴う事業費としては、用地費平均六万円/m²、施設費一万円/m²、計七万円/m²とすれば、約八千億〜一兆二千億円を必要とする。

① 公園事業の位置

一般的に公共事業は、用地確保ができればほぼ成功したようなものであるといわれるが、とくに公園事業では、用地確保そのものが公園事業といっても過言ではない。ここでは、公園用地確保について財源や制度上の問題点を述べてみたい。

公園事業を推進するためには、用地確保のため財源が必要である。公園は現在、第二次都市公園等整備五カ年計画の第三次目を迎えている。表一 3は経済計画の社会資本建設投資額と都市公園事業の総投資額の関連推移で、過去の経済計画における公園投資額のシェアは順次高くなってきているものの、他の事業と比較すると、シェアが非常に小さい。

都市の緑は、他の公共事業との攻防戦であって、他の公共事業が整備されれば少なからず緑は、減少する運命にあるから、平均的にバランスを保って投資されない限り、緑は守り切れず、さわやかな風格ある都市は生れない。現計画ではシェアが一・五%、表からも分るとおり、この率を順次三〜四%台まで上げなければならぬ。

他の事業ならば、整備の必要性から、例えば既存家屋を撤去させても推進させる力をもって、公園はそのへんが非常に抽象的であら

さをもっているため、「あるに越したことはないのだが」的な処理が多く、既存家屋を撤去させて造るだけの力は、一部の例を除いては、もっていない。従っていったん緑を失わせてしまおうと、殆んど再起不能に近い。緑が都市の中に残存している時代に投資しておかなければ、一〇〇年の大計を誤まることになる。東京と同じ市街を造ってはならない。

② 本市の公園関係事業費

一方、本市の公園及び緑化関係事業費の一般会計に占める割合は、ここ一〇年来一%台を出入り入ったりしており、五十三年度は約六〇億円で、シェアは一・二%となっている。また新五カ年指標での公園関係の投資約経費は二四五億円で、総事業費の一・二%となっている。

国の経済計画といい、本市の五カ年計画といい、毎年の予算といい、申し合せたように一%台が続く。ちなみに他の都市は、資料が少し古くなるが、図一6の通りで、一般会計に占める公園関係事業費の割合は、本市が最下位である。せめて神戸市並にしたいものである。

③ 財源問題

⑦ 他の公共事業との比較

地方の自主財源を本来もっと持つべきだと考

表一4 国庫補助対象率

公園種別	用地費	施設費	合計
住区基幹公園	%	%	%
児童公園	40	40	40
近隣公園	45	45	45
地区公園	50	50	50
平均	45	45	45
都市基幹公園			
総合公園	65	65	65
運動公園	65	65	65
平均	65	65	65
特殊公園	0	3	1
大規模公園			
広域公園	82	82	82
レクリエーション都市公園	82	82	82
平均	(100)	(100)	(100)
国営公園	82	82	82
平均	(83)	(86)	(84)
緩衝緑地	50	50	50
都市緑地	3	40	12
緑道	5	45	23
五カ年計画合計	46	49	42
	(46)	(50)	(47)

() 内は国営公園を含む場合

えるが、現行の公共事業が国の補助体系に位置づけられている関係からは、国庫補助額の増額や制度上各種の制限わくを撤廃または緩和しないことには、思うように仕事はできない。

例えば公共の三事業、すなわち道路・下水・公園のうちで、圧倒的に遅れているのが都市公園事業である。

現在進行中の第二次都市公園等整備五カ年計画の総事業費一兆六、五〇〇億円は、第八次道路整備五カ年計画の二兆八兆五、〇〇〇億円のわずか六%、第四次下水道整備五カ年計画の事業費七兆五、〇〇〇億の二二%に過ぎない。

このことは市民のだけれどもが公園がほしい、緑を確保せよと訴えてはいるものの、実は根底にはまだまだ市民的な結束力を動員させるだけの力がないからではないか。だからといって都

表一5 下水処理場用地と公園用地との比較

施設名	下水処理場用地	都市公園用地
補助率	6/10	1/3
補助対象率	100%	65%
財源(国費)	97億円	35億円
起債対象率	95%	95%
市費	62億円	121億円
市費	3億円	6億円

市から緑を失わせてしまっからでは、悔いすること明らかなのだが……。第三次の計画では飛躍的に増額をはかるよう主張していかねばならない。

⑧ 補助率について

市が道路、下水、公園等の都市施設を整備していく場合、国庫補助事業としての補助率は、用地費の場合、道路%、下水%、公園が%と、公園事業が一番低い。ただでさえ弱い公園事業故に、この補助率を早急に改め、他の公共事業並の補助率にアップすべきだと考える。

⑨ 補助対象率について

国は少ない金で多くの事業をさせるための手段としてかどうかは別としても、都市公園事業では、公園種別毎に表一4のような補助対象率を採用して、その上で各自自治体に補助金を出し

ている。

すなわち、例えば児童公園の用地買収の場合、補助対象率は四〇%であるから「全面積の四〇%を国庫補助対象にします。そのうち $\frac{1}{2}$ について国費を出します」というもので、一〇〇%の事業に対して国費は一三(四〇× $\frac{1}{2}$ || 一三)、全体事業に対して実は一三%しか国費が入らず、八七%が市の負担分となっている。実質補助率、約 $\frac{1}{3}$ ということである。

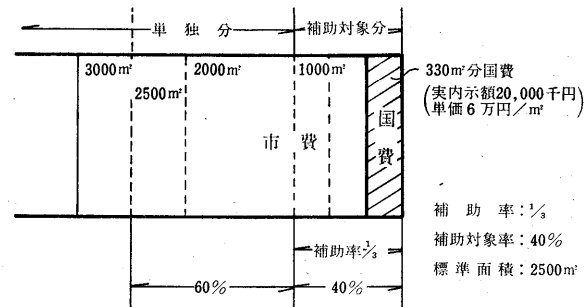
また同表から分るとおり、大きな公園になれば率が良くなっている。これは、大きな公園は誘致圏が大きく対象とする市民が広範にわたるとの理由や、防災上の効果も大きいとの意味からと思われるが、市民にとって最も身近に必要とされている児童公園がこの低い扱いである。都市公園整備の緊急性からも、大小の公園にかかわらず、この制度の緩和または撤廃をして、買収面積全体を補助対象とすべきである。

参考例として、先に下水道局が鶴見のフォードの用地三七haを処理場用地として買収したがこれを公園事業と対比すると表一5のようになる。市費六五億と、一二七億とでは、自ずと力の入れ方が違ってこよう。

④ 採択基準について

国ではさらに採択基準を設けてタガをはめている。これも例えば児童公園用地買収の基準で

図一七 児童公園用地取得補助概念図



あるが、「既成市街地内で、人口一万人当り三カ所以上の公園が設置されている場合や、誘致距離二五〇m内に公園がある場合を除き、一カ所当り面積五〇〇m²以上の児童公園について一、〇〇〇m²を補助対象とする」となっている。国庫補助事業としてその採択に一定の枠を設けることは理解しても、都市公園法の設置基準に整合していれば、採択してもよいのではないか、公園用地は応々にして郊外地の物件が多いし、人口一万人当り四カ所が必要なのではある。また最も不思議でならないのは面積による採

択基準で、児童公園は二、五〇〇m²を標準としているものの、 $\frac{1}{2}$ 五〇〇m²以上の公園用地について一、〇〇〇m²まで $\frac{1}{2}$ を限度として補助対象とするとの内容である。これは児童公園の標準面積二、五〇〇m²に、国庫補助対象率の四〇%を乗ずると一、〇〇〇m²になるからで、児童公園用地は、どんな大きな用地が見つかったも一、〇〇〇m²分しか補助対象にならず、残りは市単独事業で執行しなければならない。

いいかえれば三、〇〇〇m²でも五、〇〇〇m²でも、「三三〇m²分だけ国費で買うことを認める」ということである(一、〇〇〇m²× $\frac{1}{3}$ || 三三〇m²)。(図一七)。

こうなってくると自治体側は、もち出し分の最も少ない一、〇〇〇m²少々の用地を物色することとなる。これでは正常な児童公園設置事業とはならない。

この採択基準は、それぞれ公園種別ごとに設けられているが、都市公園法の設置基準枠に整合していれば採択すべきで、現行の採択基準は早急に手直しすべきものと考える。

④ 特定財源について

国の公園に対する投資額の増額や、補助制度のあり方などについて述べたが、さらに強力な財源を確保するためには、他の公共事業のように、目的税的なものや、受益者負担金制度的な

表一6 成因別公園分類一覧表

1	外国人の要求によるもの	山手, 横浜
2	震災復興によるもの	山下, 野毛山, 神奈川
3	防空公園設置によるもの	綱島, 子安台, 岸根, 三ツ沢, 本牧, 岡村, 弘明寺, 三ツ池, 保土ヶ谷, 常盤
4	記念事業によるもの	児童遊園地, 元町
5	庭園の開放	掃部山, 三溪園, 岡野(常盤)
6	戦災復興区画整理事業によるもの	既成市街地内の中小公園
7	国有地の接収解除及軍用地の転用	野島, 富岡総合, 根岸, 港の見える丘
8	寄付	八聖殿, こども自然の一部
9	埋立事業によるもの	本牧市民, (計画)富岡八幡, 長浜
10	宅造及区画整理によるもの	郊外部の新市街地の中小公園
11	大型開発がらみのもの, その他	金沢自然, フランス山, 大通り

もので、特定財源をもつ方法を考えるべきもの
 と思うが、如何なものだろうか。
 例えば、郊外の開発行為での絶対量の緑の減
 少に伴う、新たな緑地確保のための緑地増設税
 的なもの、家屋取得に対する緑税的なもの、な
 ど考えられないだろうか。

静岡県が、今年からゴルフ場使用者からプレ

次に本市の公園整備の実情にふれてみることに
 する。
 現在本市の公園は、本年四月一日現在、県立
 公園も含めて八六一か所、面積で四七七haほど
 あるが、これを成因別に分類すると表一6のよ
 うになる。
 公園事業が具体化するのにはそれなりの外因
 的要素があるもので、純粹な意味で都市計画上、
 そこになくはならないとして設けたものは少
 なく、表一6からも分るとおり、何かの機会に

五 守りから攻めへの公園事業

一回につき五〇円の緑化協力費制度(グリー
 ンバンク協力金)を採用し、緑化の財源の一部に
 しているなど、知恵を絞って公園用地確保のた
 めの財源確保の制度を考えるべきものと思う。
 このように財源問題については種々改善してい
 かねばならないが、同時に現行の都市計画税の
 中での制限税率の引上げや、地方交付税の算定
 に用いる基準財政需要額の人口当りの単位費用
 の増額、起債枠の拡大と、その有利な政府資金
 による起債枠の確保、さらには管理関係に対す
 る新たな補助金制度の導入など、公園関係の財
 源の拡充、改善の余地は多々あり、今後制度上の
 改善と併せて強力に進めていかねばならない。

表一7 都市公園の種類

種類	種別	内容
基幹公園	住区基幹公園	児童公園 誘致距離 250m の範囲内で1カ所当り0.25ha 近隣公園 誘致距離 500m の範囲内で1カ所当り2ha 地区公園 誘致距離 1km の範囲内で1カ所当り4ha
	都市基幹公園	総合公園 都市規模に応じ1カ所当り10~50ha 運動公園 都市規模に応じ1カ所当り15~75ha
	特殊公園	風致公園, 動植物公園, 歴史公園, 墓園など
	大規模公園	広域公園 一つの市町村の区域を超える広域な公園で50ha以上 レクリエー ション都市 自然環境良好な地域を主体に、レクリエーション施設が配 置される地域で都市計画公園1,000ha, うち都市公園500ha
緩衝緑地	災害の防止を図る目的の緑地で必要に応じ配置	
都市緑地	自然環境, 都市景観の保全, 向上を図るための緑地で0.1 ha以上	
緑道	災害時の避難路, 都市生活の安全性の確保を図るための緑 地で幅10~20m	
国の設置に係る都市公園	一つの都道府県の区域を超えるような広域的公園で1カ所 当り 300 ha以上	

事業を浮上させているものが殆んどである。
 例えば、本市最大の公園であるこども自然公
 園は、相模鉄道の遊園地計画に端を発したもの

で、用地は相鉄からの寄付が主体であるし、また近く整備が本格化する金沢自然公園は、釜利谷開発がらみのものである。これら公園のルーツの中で特筆すべきは、この太平洋戦争が本市の公園事業に大きく貢献していることであり、皮肉な結果といわざるを得ない。すなわち、臨海部寄りの旧市街地の周辺の台地に点在する主たる公園の殆んどが、昭和十六年当時の防空緑地の名のもとに設けられたものであったし、戦後の野島・富岡は旧軍用地の利用、根岸は接収解除跡地の転用、等々によるからである。また近く具体化する本牧山頂公園も間接的にはこの部類に入る。

このようにいわば他力本願の公園事業の中で純粹な意味で設けていった例は非常に少ない。あえていうなら、円海山近郊緑地特別保全地区一〇〇haの指定や、都心部に貴重な緑の山として残っていたフランス山の買収、高速道路が公園かの論争のうえ設けた大通り公園などであるうか。

これからの公園事業では、外因的要素を手掛りにしつつも、都市計画上の理論付けを十分にしておく努力が一層必要となつてこよう。なぜそこに公園が必要なのか、必要とするならばその「性格」や「規模」はどれほどが妥当なのかなど、今まで以上に明確化しなければなら

ないし、必然的にその理由を求められる。今までは、どちらかといえば、他力本願的「待ち」であったものを、積極策である「攻め」へ早急に転換していかなばならない。

さらにこの転換をしていくためには、公園緑地事業に対する、今まで以上の論理的転回の訓練と普段の地道な努力、有能な人材の確保と育成などを必要とするのである。

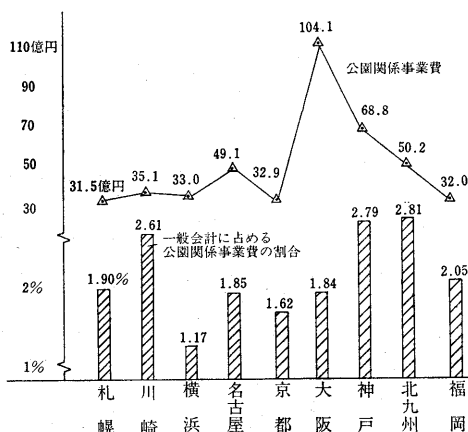
六 おわりに

公園事業は他の公共事業に比べて住民の反対は少なく、むしろ歓迎される都市施設である。開園式で地元の人たちがあふれるばかりの喜びの目で祝つてくれると、日頃の苦勞も忘れ、この仕事にたずさわったことを幸せと思う。

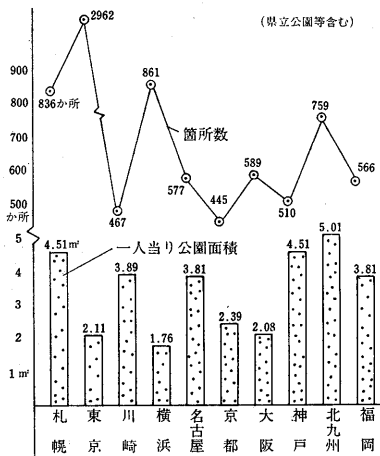
公園のない地域に一日も早く設けられたらと考える。それだけに十大都市の中では、整備水準のパロメーターである市民一人当りの公園面積が最下位になっているのは、はなはだ遺憾である(図一8)。本市の都市施設整備の遅れを問えば、戦後のまれにみる接収面積の多さと、その後の急激な人口増をあげるが、そろそろこれから脱皮したい。追いつけ追い越せで推進させたいものである。

また図一9のように、本市だけが施設整備に

図一 51年度大都市施設費・用地費別比較



図二 指定都市公園面積比較



比較して用地買収費が少ないということは、公園の将来計画が乏しいことを意味している。早急に改めなければならない。

区民会議や市長への手紙では、こどもの遊び

場が欲しい、グラウンドが欲しいとの要求は引きを切らさずある。これらの要求に応えるべく、せめて毎年、各区に一カ所の児童公園用地の買収を実施したい。また公園は表17のように各種のものがある。これらの公園も順次整備したい。そして昭和五十年代の今、担保しておかないければ、もはや設置不可能となるであろう大規模公園計画も早急に進めたい。

もちろん用地買収をしての公園事業と並行して、景観上の効果が大きい斜面緑地や、市街地に残存している樹林地の保全、市民が身近に感

じている街路樹や、個人の庭や垣根などの緑化推進と新たな奨励事業の具体化等々を、実施すべきものと思う。

さらには、市街地の中で一時避難場所でもあり、緑地でもあり、教育の場でもある農地を将来とも永続できるような対策を講ずることである。ただでさえ公園が少ない本市において宅地の供給促進との理由だけから市街化区域内の農地の宅地並課税を実施して宅地化を急ぎ、延々と家並が続く都市砂漠になることだけは避けたいものである。

最後に緑の保全、担保については、どちらかといえば、金を使わず、知恵を出しながら、今までなんとかやってこられたが、これからは今まで担保してきた緑や新たな緑を、次代の市民へ継承しようとするならば、金を出して緑を買うという姿勢、いいかえれば、緑の保全には金がかかるのだとの認識に立たねば緑は守り切れず、横浜市民が誇りうる都市づくりは、大変困難であろうことを述べて終りとしたい。